

適合性確認制度について

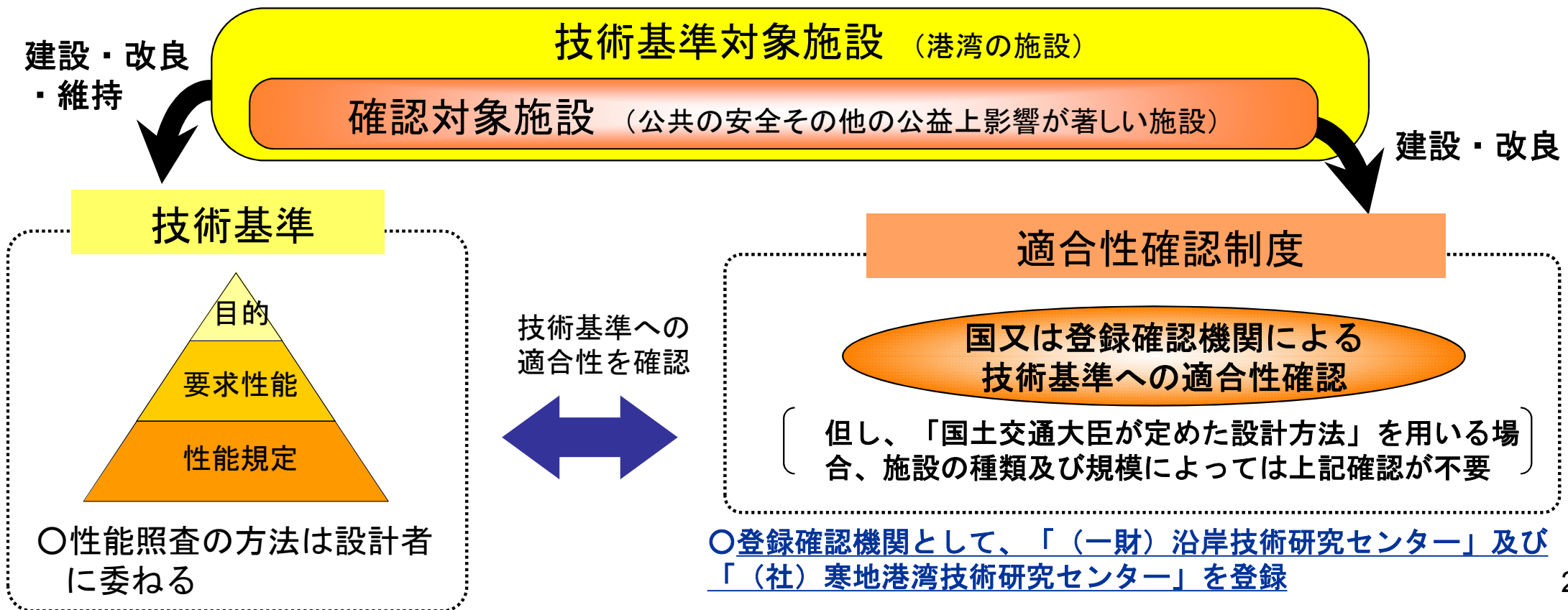
国土交通省 港湾局
技術企画課 技術監理室

技術基準への適合性確認制度の導入

技術基準への適合性確認制度の導入（港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則）

技術基準の性能規定化に伴い多様な設計方法が可能となるが、これらの方法を用いた建設、改良する施設が技術基準に適合しているかどうかの判断において、**高度な技術的知見が必要となる。**

そのため、公共の安全又は公益上重要な施設を対象として、国土交通大臣が定めた設計手法を用いない場合の技術基準への適合性の確認について、従来からの港湾管理者等による審査に加えて、**国又は技術力のある登録確認機関が実施することで、安全性のダブルチェックを図る。**



適合性確認対象施設

1. 適合性確認対象施設【法第56条の2の2第3項】

技術基準対象施設であつて、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定めるもの（国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合を除く）

2. 公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるもの

当該施設の建設又は改良が技術基準に適合していない場合、人命、財産、物資の円滑な輸送等に著しい影響を及ぼすおそれがある技術基準対象施設

3. 適合性確認対象施設

（技術基準への適合性確認の対象施設【港湾法施行規則第28条の2】）

○外郭施設

○係留施設（水深7.5m以上、旅客船・危険物船等、耐震強化施設）

○臨港交通施設のうち道路及び橋梁

○廃棄物埋立護岸

○海浜

○荷役機械、緑地及び広場（大規模地震対策施設に限る）

技術基準対象施設（港湾の施設）と確認対象施設の関係

技術基準対象施設(港湾の施設)（港湾法施行令第19条）		適合性確認対象施設	
1. 水域施設		適合性確認不要	
2. 外郭施設 (海岸保全施設・河川 管理施設は除く)	水門又は閘門	適合性確認必要	
	上記以外の外郭施設	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
		設置水深10m以上	適合性確認必要
3. 係留施設	①水深7.5m以上の係留施設 ②危険物積載船、旅客船(旅客定員13人以上)、自動車航送船の係留用	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
		設置水深10m以上	適合性確認必要
	③レベル2地震動への耐震性を有する係留施設	適合性確認必要	
	上記以外の係留施設	適合性確認不要	
4. 臨港交通施設 (港湾施設に限る)	道路及び橋梁	適合性確認必要 ※道路構造令及び関係規定に準じた方法による場合は適合性確認不要	
	上記以外の臨港交通施設	適合性確認不要	
5. 荷さばき施設 (港湾施設に限る)	固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械(大規模地震対策施設)	適合性確認必要	
	上記以外の荷さばき施設	適合性確認不要	
6. 保管施設（港湾施設に限る）		適合性確認不要	
7. 船舶役務用施設（港湾施設に限る）		適合性確認不要	
8. 移動式施設(移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)		適合性確認不要	
9. 旅客乗降用固定施設		適合性確認不要	
10. 廃棄物埋立護岸（港湾施設に限る）		設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
		設置水深10m以上	適合性確認必要
11. 海浜（港湾施設に限る）		適合性確認必要	
12. 緑地及び広場 (港湾施設に限る)	緑地及び広場(大規模地震対策施設)	適合性確認必要	
	上記以外の緑地及び広場	適合性確認不要	

適合性確認業務を行う者

適合性確認業務を行う者

- 国土交通大臣【法第56条の2の2 第3項】
- 登録確認機関【法第56条の2の2 第3項】

○（財）沿岸技術研究センター

○（社）寒地港湾技術研究センター

※国土交通大臣は登録確認機関が行うことが出来る確認業務を実施しない。

【法第56条2の3 第5項】

根拠法

- 港湾法第56条の2の2 第3項

技術基準対象施設であつて、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定めるものを建設し、又は改良しようとする者（国を除く。）は、その建設し、又は改良する技術基準対象施設が技術基準に適合するものであることについて、**国土交通大臣**又は次条の規定により**国土交通大臣の登録を受けた者**（以下「**登録確認機関**」という。）の確認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合は、この限りでない。

- 港湾法第56条の2の3 第5項

国土交通大臣は、登録確認機関が行うことができる確認業務については、これを行わないものとする。

登録確認機関の確認業務範囲

適合性確認対象施設 【港湾法施行規則第28条の2】	確認業務範囲の対象	
	(財)沿岸技術 研究センター	(社)寒地港湾 技術研究センター
外郭施設	○	○
係留施設 (水深7.5m以上、旅客船・危険物船等、耐震強化施設)	○	○
道路及び橋梁	○	×
荷役機械（大規模地震対策施設：軌道走行式及び固定式荷役機械）	○	×
廃棄物埋立護岸	○	○
海浜	○	○
緑地及び広場（大規模地震対策施設）	○	○

技術基準への適合性確認制度による確認の流れ

